

平成23年度 市民参加の実施予定報告書(市民参加を求めない事項)(組織順・対象区分順)

No.	対象区分	対象としない事項	対象事項の概要	対象としない理由	備考欄	担当課
1	条例の制定・改廃	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて	国保財政の健全化を目指し、国民健康保険税の税率等を引き上げるため、安城市国民健康保険税条例の一部を改正する。	法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの	国民健康保険運営協議会(税率等改正)	国保年金課
2	計画の策定・変更	第3期安城市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定(第2期の改定)	地球温暖化対策推進法第21条で全ての地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制する為の実行計画を策定することが義務付けられており、23年度で第2期計画が終了するため、その改定を行う。	市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの		環境首都推進課
3	施設の設置の策定・変更	下水道事業変更認可	下水道整備区域の拡大、及び下水道事業期間の延長をする。また、縦覧により利害関係人に意見を申し出る機会を提供する。	法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの	下水道法第4条 下水道法施行令第3条、第4条	下水道建設課